



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第350号

2021年

1月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 350 号 URL 版 2021 年 1 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

金光さん“ガラス張りの政治へ転換”

千葉県知事選挙 明るい会から

かなみつ理恵さん 立候補を表明

「公助」こそ最優先で

18日に明るい会が記者会見

3月21日投票で行われる千葉県知事選挙に千葉労連が参加する「憲法がいきる明るい千葉県をつくる会（略称・明るい会）」から金光理恵（かなみつりえ）さんが立候補を表明しました。1月18日に千葉県庁で記者会見を開き、県政の流れを変える決意を語りました。会見では「明るい会」代表委員の三輪定宣さんが個人と団体が共同する会の性格を説明し「森田県政は県民生活を無視し続けた。県民のため働く女性知事を誕生させたい」と話しました。

任期満了に伴う知事選（3月4月告示、21日投票）を巡り、労働組合や市民団体、政党では日本共産党などで構成する「明るい会」は18日、元予備校講師の金光理恵さんを擁立すると発表しました。無所属で立候補し、日本共産党の推薦が決まっています。

平和を守る強い思い

県庁で会見した金光さんは『安保関連法に反対するママの会@ちば』を主軸に活動を続けてきました。戦争につながる道の一つ一つ閉ざしていきたい。千葉県では木更津に配備されたオスプレイや幕張メッセで開催されている武器見本市、これらへの反対活動を通して約3年間、森田県政が平和を踏みにじることに強い抗議の思いがあります。

豊かな財政県民に

金光さんは、夫婦別姓での結婚を 30 年近く続けています。女性の権利を守るジェンダー平等を何よりも大切に考えています。現状で千葉県は男女共同参画条例がない、全国で唯一の県です。平和やジェンダーの問題を転換させるにはまたとない機会だと思い、千葉県知事選挙の出馬を決意しました。長年続いた森田県政の流れは国政にも繋がっています。千葉県は財政力指数全国 4 位です。財政力を更に蓄えるために、自然豊かな三番瀬を破壊し、第 2 湾岸道路を計画中です。

ガラス張りの県政に

金光さんは「労働者がおさめた税金で弱者を切り捨てず、困っている人の為に豊かな予算を使っていきたい。ガラス張りの政治を目指し、県民の声を集めて政策を実現させる知事で有りたい。トップダウンではなくリーダーシップを発揮していきたい。まずは、この 2 か月間、9 つの政策を伝えられるように県民のみなさんと対話をすすめ、深めたい」と、意気込みを語りました。

《かなみつ(金光)理恵さんの略歴》

1963年、和歌山県田辺市生まれ。

1987年立命館大学卒業。

1989年お茶の水女子大大学院の修士課程卒業。

大学受験予備校で古文の講師を 28 年勤務。

現在、日本共産党千葉県西部地区委員会常任委員。

船橋市在住。

家族は夫、娘一人。

1980年後半から 『夫婦別姓選択制をすすめる会』の活動を
開始する。

2015年 『安保関連法に反対するママの会@ちば』
結成メンバー

2019年 『安保法制違憲訴訟・女の会』の原告
船橋市議選立候補。



県民生活を守りたいと語るかなみつ理恵さん

大幅賃上げに全力で取り組もう

1・6 新春宣伝行動

千葉労連は、2021年春闘で大幅賃上げをはじめとする、諸要求を実現するために県内の様々な駅頭などで宣伝行動を展開しています。

年明けの 1 月 6 日の新春宣伝を皮切りに、2 月には県内の様々な地域で大宣伝行動に取り組めます。

1 月 6 日、JR 千葉駅

の旧クリスタルドーム前で新春宣伝をおこない、自治労連や千葉労連ユニオンなどから 8 人が参加し、

通行人に最低賃金を引き上げる事の重要性を訴えました。

千葉労連ユニオンの中林正憲副委員長は「千葉県の最賃は925円です。時給で働く人が最賃や最賃を少し上回る時給で働かされています。生活を守るためには何としても1000円。そして、1500円の最賃を労働組合は目指します。私達は中小企業に対し手厚い政策をし、コロナ禍を利用して中小企業を見捨てる政策をやめさせ、1500円に最賃を引き上げ、実現に向け頑張ります。一人一人は弱い力でも自らの要求のために団結し、労働組合に加入しましょう。労使交渉で要求を突きつけることができます。最低基準さえ守ってればいいという企業も多いので、更により労働条件にしないで、と企業に働きかけましょう」と熱く語りました。

波濤

去年の年末、全国で4000人を超すコロナ感染者が確認され、年明けに東京、神奈川、埼玉、千

葉の知事が国に対し緊急事態宣言を出す要請をしました。国民は、忘年会や帰省等を取り止め、自粛をしましたが、政治家達は、高級ステーキ店での会食等、危機感ゼロです▼年始の箱根駅伝に集まった沿道の観衆等に批判的な意見もありました。緊急事態宣言が出れば、昨年4月と同様に自粛の名の元、再び組合活動や会議自体を自粛する事態となります▼飲食店は時短営業要請により人件費、家賃等よりも安い協力金で休業したら生活困窮者が増えます。医療現場の崩壊を防ぐため、専門家や国民が協力し危機を乗り越えていきましょう。



【2面】

コロナ禍で深刻な相談寄せられる ちば派遣村開催

様々な労働組合、市民団体、弁護士団体でつくる「ちば派遣村実行委員会」は、12月19日にJR千葉駅東口にて「ちば派遣村労働・生活なんでも相談会」を7年ぶりに開きました。全国一斉フリーダイヤルの「電話相談会」も併せて行い、19時までに16件の相談が寄せられました。医療、くらし、福祉、労働法律など各分野のスタッフ50人が相談に対応しました。

この間も千葉労連には、コロナ禍で失業し、生活していくことも困難な労働者からの電話相談が寄せられています。電話相談だけでは繋がれない困窮者も多くいることが予想され、街頭に出て相談会を開催することになりました。



12・23の東葛派遣村の様子

千葉駅東口のテントを訪れた 60 代男性は「コロナ禍で、警備員の職を失い、1 週間後には寮を出なければならない。預金もわずかしかない」と。生活保護につなげるよう申請に同行することになりました。

実行委員会では今後も反貧困の運動を強化していくことを検討しています。

11 年連続で開催

「ちば派遣村 in 東葛実行委員会」は 12 月 23 日、第 14 回「労働・生活・健康なんでも相談会」を柏駅東口で 10 時から 14 時まで実施。関係 40 団体個人 101 人のスタッフで相談に対応しました。参加した専門職のスタッフは弁護士・税理士・社会保険労務士・医師・看護師・社会福祉士・ケアマネージャー・生活相談員・労働相談員・市議会議員・県議会議員などです。

今年はコロナ感染症の感染防止対策もあり、平年と準備するものも異なり、計画から実施まで実行委員会で何度も協議を重ねました。相談者や相談にあたるスタッフの感染防止を最優先した形で臨みました。

2009 年から 11 年間続けている東葛相談会には、生活に困る世帯が増え、ぎりぎりの生活で相談自体ができないなど、深刻な相談が多数寄せられました。

労働者の力を結集し春闘勝利を

第 73 回評議員会を開催

千葉労連は、第 73 回評議員会を 1 月 9 日に千葉土建で開催。千葉労連本原議長は、あいさつでロイヤルリムジンの解雇撤回や 12 年にわたるアスベスト訴訟の勝利判決を例にとり、「緊急事態宣言中でも、労働組合は、働く者の雇用や賃金と命、暮らしを守るために奮闘。組合の存在価値が一層高まる年となりました。コロナだからとあきらめず、労働者の要求を大きく掲げ、前進を勝ちとる 21 春闘にするための議論を」と呼びかけました。

矢澤事務局長が 21 春闘方針案を提案。提案された「8 時間働けば誰もが人間らしく暮らせる」「憲法に基づく公正な新しい社会の実現」「コロナ禍だからこそ労働組合で元気に声をあげ行動を」という 3 つの柱を補強する発言が、単産や地域の 10 人からありました。

医労連の永島書記長は、「感染第 3 波でコロナ病棟はどこも満床で医療崩壊目前の状況。医療従事者のみならず県民の命と健康を守るためにも春闘を勝利して、賃上げを勝ち取る」との決意を述べるとともに、全労働者の力を結集してほしいと訴えました。

討論を通じ、21 春闘において、とりわけ自治体職場や医療現場での人員増、すべての労働者の賃金・労働条件改善、声を上げ、要求を実現し、仲間を増やすことが意思統一されました。評議員会の参加者はオンラインを含め 49 人でした。

労働相談一ヶ月

～代休と振替の違い～

Q 福祉施設に勤務しています。残業が続いていますが、残業代の未払いで、施設長に支払いを求めたら、適当に代休に振り替えて休んで良いと言われました。平日に代休で休めないことを知っ

ていながら、知らん顔をしています。

- A この状態は、残業代の不払いになり、労働基準法に違反しています。すぐに監督署に対し、支払の指導を求める“申告”を行いましょう。同時に、残業代の不払いは、3年前にさかのぼり後日、請求することができます。残業時間と仕事内容を記録しておくようにしましょう。次に、「代休」と「振替休日」の制度の違いがよく理解されていないところから不正確な制度の利用が行われているので制度を確認しておきましょう。「休日の振替」とは、事前にあらかじめ休日と定められていた日に仕事を命じられ、その代わりに他の日を休日として指定されることを言います。休日を事前に振り替えることにより、休日労働したときに支払われる、35%の割増賃金の支払い義務が発生しないこととなります。なお、事前に振替日を指定しなければならず、その指定日に休めない場合は、休日労働として処理します。「代休」とは、休日労働が行われた後で、その代償として特定の日に休みを取るように指定することを言います。代休の場合は、事前に振り替えたことにはならず、割増賃金の支払い義務が生じます。相談のような、残業時間をためておき、8時間になったら1日休む働き方を代休として処理することは想定されていません。違法行為といえるかが問題になります。また、仮にその場合であっても割増賃金の支払い義務が生じることとなります。【中林】